

みんなでリスタート！徳島移住促進支援金（子育て世帯向け）交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、コロナ禍に伴う価値観の変容を受け、若者・子育て世代の「地方移住」への関心が高まりを見せる中、本県へ移住して自然豊かな環境での子育てを希望する「子育て世帯」に対して、予算の定める範囲内において、転入等に必要な費用を支援するとともに、その後2年以上在住する世帯に対しては、更なる定住を促進する応援金を支給し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることにより、「とくしま回帰」を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 移住支援金 県内に転入した際に支給する移住の支援金をいう。
- (2) 定住応援金 県内に転入してから2年後に支給する定住の応援金をいう。
- (3) 転入 他の土地からその土地へ移り住むことをいう。なお、この場合の転入とは、県外から住民票の異動を伴うものとし、転入した日は住民票に記載された転入の日とする。
- (4) 転入時未就学児 転入時において小学校入学前の子どものことをいう。

（移住支援金及び定住応援金の支給対象者）

第3条 移住支援金の支給対象者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 令和3年3月22日から令和5年12月28日までに、県外から県内に転入時未就学児とともに転入し、生計を一にする者
- (2) 移住支援金の申請時において、転入後3ヶ月以上1年以内の者
- (3) 県内に転入後、1年以上継続して県内に居住する者
- (4) 徳島わくわく移住・創業パッケージ支援事業実施要領第4条第1項に定める移住支援金の給付を受けていない者で、今後も受ける予定のない者
- (5) 日本国籍を有する者又は日本国籍を有しない者であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に関与していない者

2 定住応援金の支給対象者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 原則として前項の移住支援金の交付決定を受けた者
- (2) 定住応援金の申請時において、転入後2年以上3年以内の者
- (3) 県内に転入後、転入時未就学児とともに継続して県内に居住し、生計を一にする者
- (4) 日本国籍を有する者又は日本国籍を有しない者であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に関与していない者

（移住支援金及び定住応援金の支給額）

第4条 移住支援金及び定住応援金の支給額については、対象1世帯につき、それぞれ10万円とする。

（移住支援金及び定住応援金の交付申請）

第5条 移住支援金の交付申請をする者は、令和6年3月31日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 移住支援金交付申請書（様式第1号）

(2) 住民票謄本（第3条第1項第1号及び第2号の要件を満たすことが確認できるもの）

(3) その他知事が必要と認める書類

2 定住応援金の交付申請をする者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 定住応援金交付申請書（様式第3号）

(2) 「個人番号」が記載されていない住民票謄本（第3条第2項第1号、第2号及び第3号の要件を満たすことが確認できるもの）。ただし、住民票謄本で第3条第2項第1号、第2号及び第3号の要件を満たすことが確認できない場合には、「個人番号」が記載されていない戸籍の附票を添付すること。

(3) その他知事が必要と認める書類

3 移住支援金及び定住応援金の申請については、同一世帯において1回限りとする。

（移住支援金及び定住応援金の交付決定及び通知）

第6条 知事は、前条第1項の交付申請書類を受理したときは、当該申請に係る書類を審査の上、移住支援金を交付すべきものと認めたときは、移住支援金の交付を決定するとともに、速やかに、その決定内容及びこれに付した条件を移住支援金の交付申請者に通知するものとする。

2 知事は、前条第2項の交付申請書類を受理したときは、当該申請に係る書類を審査の上、定住応援金を交付すべきものと認めたときは、定住応援金の交付を決定するとともに、速やかに、その決定内容及びこれに付した条件を定住応援金の交付申請者に通知するものとする。

（移住支援金及び定住応援金の請求）

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた移住支援金の交付申請者は、移住支援金請求書（様式第2号）に前条第1項に定める通知書の写しを添えて知事に移住支援金の請求をしなければならない。

2 前条第2項の規定による通知を受けた定住応援金の交付申請者は、定住応援金請求書（様式第4号）に前条第2項に定める通知書の写しを添えて知事に定住応援金の請求をしなければならない。

（移住支援金及び定住応援金の支払）

第8条 知事は、前条第1項の移住支援金請求書等を受理した後に、移住支援金を支払うものとする。

2 知事は、前条第2項の定住応援金請求書等を受理した後に、定住応援金を支払うものとする。

（移住支援金及び定住応援金の返還）

第9条 移住支援金又は定住応援金の交付を受けた者は、第3条各号に定める要件に合致しないことが判明した場合には、移住支援金又は定住応援金を返還しなければならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金及び定住応援金の交付に関する必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月6日から施行する。